久留米市公告第３１４号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び久留米市契約事務規則（昭和５０年久留米市規則第９号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、本業務委託の条件付き一般競争入札を施行する際に必要な事項等について次のとおり公告する。

令和　８年　１１月　６日

久留米市長　原口 新五

１　入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、あらかじめ公告に基づく発注表（以下「発注表」という。）において示した入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）久留米市指名停止等措置要綱（平成６年久留米市庁達第６号）による指名停止措置を受けていないこと。

（３）国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。

（４）入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税を完納していること。

ア　久留米市内　県税及び市税

イ　アを除く福岡県内　県税

（５）電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（８）その他発注表に定める必要な入札参加資格を満たしていること。

２　入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、オ～キの提出書類は提出しなくてよい。また、カ、キは提出期限から遡って３か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

ア 入札書（様式第５号）

イ 入札金額内訳明細書　※不要

ウ 入札保証金納付領収書の写し又は４（１）に規定する金融機関の保証等

エ 入札参加資格確認申請書（様式第１号）

オ 役員等調書及び照会承諾書（様式第２号）

カ 登記事項全部証明書（個人事業主にあっては、身分証明書）

キ　次に掲げる、入札参加者の所在地区分別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外（県外）	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その３の３）	国税に未納がない証明（納税証明書その３の２）
市外（県内）	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

（２）提出期限

発注表のとおり

（３）提出先（宛先）

発注表のとおり

（４）郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア．入札書を入れ封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちウ～キを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

（５）入札書の引換えの禁止

入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。

（６）１者入札の取扱い

入札者が１者であった場合においてもその入札は有効とする。

３　開札

（１）日時：発注表のとおり

（２）場所：発注表のとおり

（３）立会い：入札者のうち立会希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

（４）落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格について、発注表に記載する入札参加資格に基づき審査し落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

４　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

入札までに、規則第６条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の１００分の５以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和３９年久留米市規則第２２号。以下「会計規則」という。）第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第７条に該当する場合は、減免する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、発注課に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（２）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の１００分の１０以上を納めること。ただし、会計規則第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第２７条に該当する場合は、減免する。

５　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札参加資格のない者が入札したとき。

イ　入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ　所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ　入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。

オ　入札書に記載された事項に誤字、脱字等があって必要事項を確認できないとき。

カ　入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ　同一の入札者が２以上の入札をしたとき。

ク　法令又は入札に関する条件に違反したとき。

6　その他入札に関し必要な事項

（1）設計図書等の入手・質問の受付期間及び受付場所

発注表のとおり

（2）契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

7　その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

（3）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

（4）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

（5）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

（6）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。